

**高齢受給者(一般・低所得者)の一部負担金は4月から
も1割負担が継続されます。**

平成23年度まで一部負担金が1割負担で据え置かれていた70～74歳の高齢受給者について、平成24年4月1日から平成25年3月31日においても、一部負担金の軽減が継続されます。それに伴い、各保険者からは、延長期間が記載された高齢受給者証が順次送付される予定です。現役並み所得者は、従来どおり3割負担に変更はありません。

なお、高齢受給者証の交付・更新時期には、負担割合が見直なおされる場合がありますので、窓口確認にご留意ください。